

## 令和7年第11回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和7年11月26日(水)午後1時30分から2時38分

2. 開催場所 安芸市役所 2階 会議室

3. 出席農業委員(12人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	大久保暢夫
会長職務代理者	3番	樋口なぎさ
	4番	西岡 秀輝
	6番	栗山 浩和
	8番	有澤 節子
	9番	福本 隆憲
	10番	公文 啓子
	11番	千光士伊勢男
	12番	小松 昭則
	13番	小松 豊喜
	14番	小松 昌平

4. 出席農地利用最適化推進委員(6人)

安芸町	渡辺 禎宏
土居	入交 大輔
井ノ口	西岡 大作
畑山	小松 光正
穴内	長野 榮徳
赤野	小松 幸宏

5. 傍聴者 なし

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項許可申請について

議案第 5 号 農地利用集積等促進計画の公告について

(一括契約)

議案第 6 号 非農地証明願について

その他

#### 7. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮一仁
事務局次長兼振興係長	小松亜矢
事務局農地係長	弘井恭介

#### 8. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。  
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告します。  
委員数 13 人、欠席 1 人、出席数 12 人であります。  
欠席委員の 5 番川島委員より、所用のため欠席、また 8 番有澤節子委員より、遅参の届出がそれぞれあっております。

次に、事務の概要報告をいたします。

11 月 6 日、7 日と徳島市で開催されました、令和 7 年度中国・四国ブロック農業委員会女性委員研修会に樋口なぎさ委員が出席されました。

次に、11 月 15 日に開催されました安芸あいあい収穫祭におきまして、新規就農及び農業者年金の相談コーナーを開設し、大久保委員、小松幸宏委員そして事務局としまして、小松次長と弘井係長が出席をしております。また、11 月 18 日に高知市で開催されました、令和 7 年度下期の農業委員会会長、事務局長会議に内川会長と小松次長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により議事録署名委員に、千光士伊勢男委員及び

小松豊喜委員を指名いたします。

議長 それでは、『報告第1号、農地法第3条の3届出』について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書は1ページをお開きください。  
(小松) 報告第1号 農地法第3条の3届出についてです。  
今回は、7件の届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の2筆で、面積は合計で326㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

事務局 次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり下山の6筆で、面積は合計1,943㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の2筆で、面積は合計85㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の2筆で、面積は合計1,447㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号5番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の4筆で、面積は合計857㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号6番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり畑山ほかの合計 22 筆で、面積は合計 8,401 m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号 7 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北ほかの合計 40 筆で、面積は合計 8,973.80 m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望がありましたが、届け出を受けた際には、届け出人は相続した土地が遠隔地であり現地の状況について詳しくないようでしたが、山林化しているような状況は何となく把握しておりました。まず市の航空写真等でおおむねの位置を確認したところ、ほとんどの農地が山林化しており、耕作されているようには見えませんでしたのでこのうち現地確認を経て「不耕作地であった場合には、あっせんは困難」である旨を文書にてお知らせしたいと考えております。

説明は以上です。

議長 ただいまの『報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出について』質問、意見などがございましたら、よろしくお願いいいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

(質問、意見等なし)

議長 続きまして、『議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 (小松) 議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について説明いたします。議案書は 7 ページになります。

申請番号 1 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり赤野の 3 筆で、面積は 482 m<sup>2</sup>です。

売買による所有権移転の申請で、水稻と果樹の栽培を予定しております。所在地は、8 ページに地図を掲載しております。東赤野集会所の北方向にある 2 か所の農地です。

※現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は水稲やナス、果樹を栽培し、農業を営んでおります。今回の申請地にも水稲と果樹を栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況、農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、水稲やナス、果樹を栽培し、農業を営んでおり、農業に従事する予定者、年間330日が3名と200日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稲と果樹の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

現地につきましては、11月7日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の1筆で、面積は766㎡です。

売買による所有権移転の申請で、水稲の栽培を予定しております。所在地は、9ページに地図を掲載しております。土居、中ノ橋の西方向にある農地です。

※現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は両親とともに水稲や赤ピーマンを栽培し、昨年からは、経営規模も拡大しつつ経営移譲を受けて後継者として

農業を営んでおります。今回の申請地にも、水稻の栽培が予定されており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては譲受人は個人ですので適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間280日が2名と250日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻の栽培が予定されており、引き続き地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

現地につきましては、11月12日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

申請番号3番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり東浜の2筆で、面積は合計2,615㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ナスの栽培を予定しております。

所在地につきましては10ページに地図がございます。JAユズ処理加工施設の北東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナスを栽培し、農業を営んでおります。今回の申請地にも、ナスの栽培が予定されており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用あ

りません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 300 日が 1 名と 250 日が 1 名おります。このため、農作業を行う必要がある年間 150 日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはナスの栽培が予定されており、引き続き地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、11 月 7 日に公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

申請番号 4 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の 4 筆で、面積は合計で 1,312 m<sup>2</sup>です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの栽培を予定しております。所在地は、11 ページに地図を掲載しております。川北江川の江川橋の南東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A 3 の農地法第 3 条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は会社役員ですが、自作地でユズの栽培をしております。今回の申請地は、譲渡人が耕作できず休耕地になっていたものをユズであれば通作距離も近く、可能であるとのことで、売買の話がまとまったものです。農作業に従事する家族等の状況、農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、会社役員ですが、35 年ほど農作業の経験があります。農業に従事する予定者、年間 300 日が 1 名と 200 日が 1 名おります。このため、農作業を行う必要がある年間 150 日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、11月13日に西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、①を栗山浩和委員、②を福本隆憲委員、③を公文啓子委員、④を西岡秀輝委員、お願いします。

栗山委員 ①です。先日7日に現地に行ってまいりました。報告のとおりです。

福本委員 ②です。現地確認へ行ってきました。先程の説明のとおりです。

公文委員 ③です。現地を確認しました。先程の説明のとおりです。

秀輝委員 ④です。さっきの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

幸宏委員 現地確認の写真回してもらったがですけど、あれって所在が上下間違っちゃうあせんですか。

事務局 赤野ですか。ごめんなさい間違ってますね。

昌平委員 ちょっと教えて。3番ながやけど、建物が建っちゃったみたいながやけど建物と土地を別にして土地だけの評価でこれ出てきちゅうがよね？農業委員会やきね。

事務局 そうです。

昌平委員 建物が上等のなが建っちゃったき。

議長 ほかに無いようですので、採決いたします。  
議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。  
よって、議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第3号の4条申請について説明いたします。今回は1件の申請が提出されております。

(弘井) 議案書は12ページをご覧ください。

申請番号1番、申請人、申請地は議案書に記載のとおり、地目は田、面積は280㎡で、転用目的は農業用倉庫及び廃材置き場の整備です。

場所は13ページに地図を載せております。

井ノ口地区、県道安芸物部線と市道井ノ口線が合流するところの西のほうにある農地です。現地確認は11月10日に大久保暢夫委員、西岡大作委員にさせていただきました。

次に農地転用許可基準について、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書で説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、こちらの農地は農用区域内の農業用施設用地になります。農用区域内の農地ですが、農用地利用計画で指定された用途で利用するため転用許可は可能となっております。こちら先日、農用地からの除外について審議していただいたものとなっております。

続きまして、2の一般基準ですが、検討事項①、申請理由ですが申請人は糞糺機や乾燥機を利用するための倉庫を整備する計画をしておりました。騒音や埃などが出るため、周辺に人家のない当該申請地を今回申請したものです。

資力や信用及び遅滞なく転用が行われるかにつきましては、普通預金通帳の写しを確認し、問題ないと判断しました。

計画面積の妥当性につきましては、現地確認をした結果、農業用倉庫及び廃材置き場用地として転用面積が妥当であると判断しております。

周辺農地への支障につきましては、当該申請地の北側、東側及び西側は同意のあ

る農地、南側は申請人所有の農地及び同意のある農地です。生活排水が生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係性につきましては、都市計画区域外となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内の、農用地区域内の農業用施設用地となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、大久保暢夫委員、お願いします。

大久保委員 11月10日に現地を確認してきました。先程の説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問・意見等なし)

議長 別がないようですので、採決いたします。

議案第3号 農地法第4条第1項許可申請について、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第3号 農地法第4条第1項許可申請については、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は6件の申請が提出されております。

議案書は14ページをご覧ください。

申請番号1番です。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は田、面積は217㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は16ページに地図を掲載しております。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所、は安芸おひさま保育所の南側にある農地です。現地確認は11月7日に公文啓子委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたる判断しております。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれにも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準について説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は安芸市内にある実家で親と同居していますが、自立に向け自己住宅の建築を計画しました。当該申請地は学校、病院、大型量販店に近く便利であるとともに、日当たりも良好で広さも十分あり、津波災害警戒区域からも外れているため申請したものです。ほかに適した用地もないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は保育所、南側は市道を挟んで駐車場、東側は譲渡人所有の農地、西側は宅地です。生活排水は浄化槽で処理後、南側市道側溝へ、雨水も南側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。道路占用工事については安芸市建設課と協議済です。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

申請番号2番です。貸人、借人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は畑、面積は85㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は 17 ページに地図を掲載しております。

現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は川北小学校の南東方向にある農地です。現地確認は 11 月 13 日に西岡秀輝委員、中平秀一委員にいただきました。

次に別紙の A 3 サイズの農地法第 5 条調査書をご覧ください。

1 の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたりと判断しております。理由は、甲種、第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれにも該当しない農地であるためです。

続きまして、2 の一般基準について説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、妻の実家に妻の両親、借人夫婦及び子ども 3 人の合計 7 人で住んでいますが、手狭であるため、住宅を新築することを計画しました。土地については妻の母である貸人から当該申請地を無償で貸してもらうこととなりました。申請地は申請人夫婦の職場から近く、親の住居も近いため、仕事や子育て、親の介護等を考慮し選定したもので、ほかに適した用地もないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資に関する書類の写しを確認し、問題はないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断しました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側、南側及び西側は宅地、東側は一体利用地です。生活排水は浄化槽で処理後、南側市道側溝へ、雨水も南側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。道路占用工事についてはこちらも安芸市建設課と協議済です。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

次に申請番号 3 番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は合計 859 m<sup>2</sup>で、転用目的は個人住宅の建築です。場所は 18 ページに

地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は川北江川地区にある農地です。現地確認は11月13日に西岡秀輝委員、中平秀一委員にさせていただきました。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地にあたりと判断しています。理由は、10ha以上の集団性のある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、安芸市内の市営住宅に夫婦と子どもの3人で生活していますが、子どもの成長により現在の住宅では手狭となってきたため、住宅を新築するための用地を探しておりました。そしたら、当該申請地を譲ってもらえることとなったものです。当該申請地は両親の家から近く、今後の介護なども考えると他に代替地はありません。また、譲受人は運送会社に勤めており、仕事用のトラックを2台ほど駐車できる広さが必要となっております。以上のことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資見込証明の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅用地で859㎡とかなり広いですが、土地利用計画図が提出されており、それを確認した結果、転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は同意のある農地、南側は宅地、東側は一体利用地及び同意のある農地、西側は市道を挟んで同意のある農地です。生活排水は浄化槽で処理後、南側市道側溝へ、雨水も南側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。なお、江川土地改良区から異議がない旨の意見書が提出されております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではございません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

次に申請番号4番です。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は1,065㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。場所は18ページに地図を掲載しております。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所、は川北江川地区、先ほどの申請番号3番の北方向にある農地です。現地確認は11月13日に西岡秀輝委員、中平秀一委員にいただきました。次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地にあたりと判断しております。理由は、10ha以上の集団性のある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、申請地西側に母親と犬2匹と居住しておりますが、狭いうえに老朽化が進んでおり、地震等の影響が心配だとのことです。申請地西側にある母親と経営しているヘルパーステーションの近くに住宅を新築したいと思土地を探していたところ、今回当該申請地を譲ってもらえることとなったものです。工作上、急な出勤などにも対応するため、職場近くの当該申請地以外の土地を持って代えることができないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資見込証明の写しを確認し、問題はないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅用地で1,065㎡とかなり広めとなっておりますが、土地利用計画図が提出されており、転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道を挟んで同意のある農地、南側及び東側も同意のある農地、西側は宅地です。生活排水は浄化槽で処理後、西側水路へ、雨水も西側水路へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。なお、江川土地改良区から異議がない旨の意見書が提出されております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

次に申請番号5番です。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地

目は田、面積は2筆合計307㎡で、転用目的は駐車場の整備です。場所は19ページに地図を掲載しております。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は、井ノ口宮ノ上地区、閑慶院の東方向にある農地です。現地確認は11月10日に大久保暢夫委員、西岡大作委員にさせていただいております。次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地にあたりと判断しております。理由は、10ha以上の集団性のある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人の業務については、近年、自然災害の増加などにより業務量が増加しております。現在の敷地では社員の駐車スペースや、トラック・重機等の駐車スペースも不足しているため、近隣に駐車場を借りるなどをして対応しておりましたが、今回当該申請地と一体利用地を譲っていただけることとなりました。当該申請地は会社敷地に隣接しており、他に代替地はありません。以上のことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、残高証明書を確認し、問題はないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は一体利用地及び同意のある農地、南側及び西側は同意のある農地、東側は宅地です。生活排水は発生せず、雨水は自然浸透により排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。なお、栃ノ木堰土地改良区から異議がない旨の意見書が提出されています。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

次に申請番号6番です。貸人、借人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は田、面積は798㎡で、転用目的は一時的に工事現場事務所に転用するものです。場所は20ページに地図を掲載しております。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は穴内六丁地区、穴内公民館の西方向にある農地です。現地確認は11月7日に小松昭則委員、長野榮徳委員にさせていただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は農用地区域内の農地となっております。原則、農用地区域内の農地は転用できませんが、一時転用の期間が3年以内で、周辺の外の土地での代替がきかず、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと認められる場合は、転用許可は可能となっております。

続きまして2の一般基準について説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、賃借人は建設業を営んでおりますが、今回、公共事業「令和7-8年度 南国安芸道路穴内第2橋下部 A1外改良事業」を受注し、現場近くに工事現場事務所が必要となりました。当該申請地は現場に近く、休耕中であり、土地所有者からの使用に対する許可も得られたため選定したものです。当該申請地は現場から近いので、他に代替地はありません。以上のことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、金融機関の取引結果帳票の写しを確認し、問題はないと判断しております。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、今回こちら被害防除計画が提出されております。通風や日当たりなどについての計画が出ておるため、影響はないと判断しております。また、雨水は自然浸透により処理、雑排水はすべて簡易トイレ、設置する簡易トイレにより処理するため、農地外へ排水することはありません。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

特定土地改良事業等関係につきましては、昭和51年に換地処分がされております。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内の農用地区域ですが、一時転用のため、農地法施行令第4条第1項により転用は可能です。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

説明は以上です。

議長

現地確認委員の報告を、①を公文啓子委員、②～④を西岡秀輝委員、⑤を大久保暢夫委員、⑥を小松昭則委員、お願いします。

公文委員 ①です。現地を確認してきました。説明のとおりです。

秀輝委員 ②、③、④です。説明とおりです。

大久保委員 ⑤です。説明とおりです。

昭則委員 ⑥です。さきほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問・意見等なし)

別にないようですので、採決いたします。

議案第4号 農地法第5条第1項許可申請について、原案とおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

全員賛成です。

よって、議案第4号 農地法第5条第1項許可申請については、原案とおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)説明いたします。議案書は21ページからになります。

これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)となります。今回、6件の提出がありました。

申請番号1番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載とおり、申請地も記載とおり赤野の1筆です。地目は田で、面積は736㎡です。作物は、借受人がユズを栽培する予定をしており、貸借期間は15年間で、11,000円/10aの条件で新規設定の計画です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、24ペ

ージに地図がございます。赤野大夫屋地集会所の北方向にある農地です。  
各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。  
現地につきましては、11月7日に、栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

次に申請番号2番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の2筆で地目は田、面積は合計で2,247㎡です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は3年間で、90,000円/10aの条件で新規設定の計画です。

すみません。議案書のほうに2段目の中ほど、米6俵代/10aという記載が残ってしまっていますが、これは前回の設定の記載がそのままシステムから印刷されたものが残ってしまっていて、今回は90,000円/10aの条件で新規設定の計画となっております。訂正をお願いします。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、25ページに地図がございます。市営植野団地の北方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、11月10日に、大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号3番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の2筆で地目は田で、面積は合計1,714㎡です。作物は、借受人が水稻を栽培する予定をしており、賃借期間は5年間で、20,420円/10aの条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、26ページに地図がございます。JAあき北支所の北東方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、11月12日に、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

申請番号4番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の1筆で地目は田で、面積は2,044㎡です。作物は、借受人が水稻を栽培する予定をし

ており、賃借期間は3年間で、12,000円/10aの条件で新規設定の計画です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、27ページに地図がございます。江川の向島農村公園の北西方向にある農地です。各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。現地につきましては、11月13日に、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

申請番号5番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり。申請地も記載どおり川北の7筆で地目は田と畑で、面積は合計4,565㎡です。作物は、借受人が水稻を栽培する予定をしており、賃借期間は2年間で、18,600円/10aの条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、28ページに地図がございます。川北ケーズデンキの南方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、11月13日に、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

申請番号6番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり。申請地も記載どおり川北の1筆で地目は田で、面積は1,566㎡です。作物は、借受人が水稻を栽培する予定をしており、賃借期間は2年間で、無償の使用貸借の条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、28ページに地図がございます。⑤と同様、ケーズデンキの南方向にある農地で、⑤の隣接地になっております。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、11月13日に、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長

現地確認委員の報告を申請番号①を小松幸宏委員、②を西岡大作委員、③を入交大輔委員、④～⑥を西岡秀輝委員、お願いします。

幸宏委員 ①です。確認の内容につきましては、先程の事務局の説明のとおりです。

大作委員 ②です。11月10日に現地確認に行きました。先程の説明のとおりです。

入交委員 ③です。現地確認に行ってきました。報告のとおりです。

秀輝委員 ④、⑤、⑥です。さっきの説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いしますが、申請番号⑥の関係者がおりますので、①から⑤を先に審議していただき、関係者に退席いただいた後に、⑥の審議を行います。では、審議をお願いします。

(質問・意見等なし)

別に意見はないようですので、採決をいたします。

議案第5号 ①から⑤までについて、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。  
よって、議案第5号 ①～⑤は、申請どおり決定いたしました。

議長 それでは、⑥の関係者に退席していただきます。  
では、⑥の審議をお願いします。

(質問・意見等なし)

別に意見はないようですので、採決をいたします。

議案第5号 申請番号⑥について、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。  
よって、議案第5号申請番号⑥は、申請どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第 6 号 非農地証明願についてを議題とし事務局が説明をいたします。

事務局 議案第 6 号 非農地証明願について説明いたします。

(弘井) 議案書は 29 ページです。

今回は 3 件の申請が出ております。

それでは、申請番号 1 番です。申請人、申請地は議案書記載のとおり、登記簿地目は田、面積は 446 m<sup>2</sup>となっております。

所在地の地図は 30 ページに掲載しております。庄之芝町ヤマダデンキの西にある農地で、現在は店舗用の建物が建っております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地ですが、昭和 50 年頃、申請人の父が店舗用の建物を建築、住宅及び駐車場用地として利用し、現在に至っております。現地の状況及び、安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては 11 月 7 日に公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただいております。

次に、申請番号 2 番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおり。登記簿地目は畑、面積は 2 筆合計 250 m<sup>2</sup>となっております。

所在地の地図は 31 ページに掲載しております。土居、公文建設の西にある土地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、平成 2 年頃、申請者の父が隣接地に住宅を建築し、その敷地及び駐車場用地として利用し、現在に至っております。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、11 月 12 日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただいております。

次に、申請番号 3 番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおり。登記簿地目は田、面積は 214 m<sup>2</sup>となっております。

所在地の地図は 32 ページに掲載しております。穴内小学校から東に行ったところにある土地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は昭和 60 年頃から、申請者の父が住宅を建築し、その敷地として利用し、現在に至っております。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認

し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、11 月 7 日に小松昭則委員、長野榮徳委員に確認していただいております。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を①を渡辺禎宏委員、②を福本隆憲委員、③を長野榮徳委員、お願いします。

渡辺委員 ①です。説明のとおりです。

福本委員 ②です。先程の説明のとおりです。

長野委員 申請番号③。先程の説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 別にないようですので、採決いたします。

議長 議案第 6 号 非農地証明願について、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。

議案第 6 号非農地証明願については、申請どおり認定いたしました。

議長 以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局が説明いたします。

事務局長 すみません。私のほうから 1 点、改めてのお願いと申しますか、9 月の定例会でもお話をさせていただきましたが、農業委員と、農地利用最適化推進委員の皆様  
の任期と次期委員の改選についてでございます。本日お手元のほうに、前回の募集の際に際しての広報記事を配布しております。これあくまで前回のものですので、ただ時期的なものとしましては、この前回と同様の同時期での募集と考え

ておりますので、皆様のほうで一定の時期的なものをまたご認識いただきたい  
と思います。任期としましては、来年の7月19日までとなっております。残り  
あと約8か月でございますので、事務局のほうとしましては、ぜひとも継続され  
る方については継続いただきたいというところも思っておりますけども、一定  
皆様それぞれご事情もあろうかと思えます。その中で今期限りという風に考え  
られている方につきましてはですね、それぞれの地区、地域内において後任の方  
へのお声がけ等をお願いしたいという所でのお知らせです。今年もあと12月ひ  
と月を残すばかりとなっておりますので、広報自体につきましては2月号にな  
りますので、来年の2月号に同様の記事を掲載する予定です。またHPのほうで  
も掲載をしてですね、募集をする予定になっておりますので、来年に入ってまた  
正式に次期委員の皆様の募集というところで、手続きのほうを進めていきたい  
ということを考えていますので、最後のご報告ということになりますけども、ご  
検討のほう、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。私のほうからは以上でござ  
いますが、この件について何かご質問等ございますでしょうか。

(意見、質問等なし)

ないようでしたら私のほうからは以上です。

事務局 局長のほうからもありましたが、この場では言いにくい方もおられるかもしれ  
(小松) ませんので、何かありましたら事務局のほうまでお声がけいただけたらと思  
います。

それでは1点だけ、来月の定例会は12月25日(木)の予定となっておりますの  
で、ご参加よろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了いたしました。

事務局長 ご起立願います、礼

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 12 月 25 日

安芸市農業委員会  
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員